

第160期 中間決算公告

2020年12月28日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 大矢 恭好

中間貸借対照表(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,025,143	預 金	15,388,976
コ ー ル ロ ー ン	76,583	譲 渡 性 預 金	120,549
買 入 金 銭 債 権	28,038	コ ー ル マ ネ ー	111,678
特 定 取 引 資 産	4,173	売 現 先 勘 定	19,465
有 価 証 券	2,244,146	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	58,947
貸 出 金	11,993,568	特 定 取 引 負 債	73
外 国 為 替	35,664	借 用 金	906,428
そ の 他 資 産	169,715	外 国 為 替	127
そ の 他 の 資 産	169,715	信 託 勘 定 借	10,462
有 形 固 定 資 産	138,658	そ の 他 負 債	117,198
無 形 固 定 資 産	12,334	未 払 法 人 税 等	6,897
前 払 年 金 費 用	41,557	資 産 除 去 債 務	220
繰 延 税 金 資 産	3,027	そ の 他 の 負 債	110,080
支 払 承 諾 見 返	31,470	賞 与 引 当 金	3,148
貸 倒 引 当 金	△ 49,497	株 式 報 酬 引 当 金	177
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,489
		偶 発 損 失 引 当 金	678
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16,424
		支 払 承 諾	31,470
		負 債 の 部 合 計	16,787,296
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	215,628
		資 本 剰 余 金	177,244
		資 本 準 備 金	177,244
		利 益 剰 余 金	510,530
		利 益 準 備 金	38,384
		そ の 他 利 益 剰 余 金	472,146
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,440
		別 途 積 立 金	118,234
		繰 越 利 益 剰 余 金	351,471
		株 主 資 本 合 計	903,403
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	27,171
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	26
		土 地 再 評 価 差 額 金	36,686
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	63,883
		純 資 産 の 部 合 計	967,287
資 産 の 部 合 計	17,754,583	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	17,754,583

中間損益計算書 (2020年 4月 1日から
2020年 9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		103,917
資 金 運 用 収 益	71,033	
(うち貸出金利息)	(59,079)	
(うち有価証券利息配当金)	(9,561)	
信 託 報 酬	117	
役 務 取 引 等 収 益	23,696	
特 定 取 引 収 益	79	
そ の 他 業 務 収 益	3,286	
そ の 他 経 常 収 益	5,704	
経 常 費 用		71,487
資 金 調 達 費 用	3,173	
(うち預金利息)	(1,144)	
役 務 取 引 等 費 用	7,593	
そ の 他 業 務 費 用	1,848	
営 業 経 費	52,847	
そ の 他 経 常 費 用	6,024	
経 常 利 益		32,430
特 別 損 失		223
固 定 資 産 処 分 損	223	
税 引 前 中 間 純 利 益		32,206
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,548	
法 人 税 等 調 整 額	1,461	
法 人 税 等 合 計		9,010
中 間 純 利 益		23,196

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零とすることとしております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内において一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,699百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 23,334百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に61,166百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,236百万円、延滞債権額は140,743百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,202百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,995百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は158,177百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,540百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	12,568百万円
有価証券	811,148百万円
貸出金	670,288百万円
その他の資産	840百万円

担保資産に対応する債務

預金	29,595百万円
売現先勘定	19,465百万円
債券貸借取引受入担保金	58,947百万円
借入金	792,540百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券32,883百万円及びその他の資産50,036百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金1,653百万円、金融商品等差入担保金37,865百万円及び保証金5,175百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,435,341百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,400,573百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 117,997百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は74,253百万円であります。

14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）は、13.81%であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託10,462百万円であります。

(中間損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式等売却益3,710百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,841百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	7,994	8,790	795
	地方債	99,839	100,234	395
	社債	123,178	124,314	1,135
	その他	—	—	—
	小計	231,012	233,339	2,327
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	80,617	80,355	△262
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	80,617	80,355	△262
合計	311,629	313,694	2,064	

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2020年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	12,562
関連法人等株式	8,892
合計	21,455

(注) 子会社・子法人等及び関連法人等への出資金(1,879百万円)は含めておりません。

3. その他有価証券(2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	128,843	67,409	61,433
	債券	524,971	520,115	4,856
	国債	142,626	139,536	3,089
	地方債	106,432	106,205	226
	社債	275,913	274,372	1,540
	その他	494,349	481,907	12,442
	小計	1,148,165	1,069,431	78,733
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,774	13,624	△1,849
	債券	335,376	340,601	△5,224
	国債	165,082	169,740	△4,658
	地方債	57,278	57,315	△37
	社債	113,016	113,545	△528
	その他	402,207	436,624	△34,416
	小計	749,359	790,849	△41,490
合計	1,897,524	1,860,281	37,242	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	6,888
その他	15,257
合計	22,146

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,111百万円（うち、株式1,099百万円、債券11百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行业社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	17,113百万円
退職給付引当金	4,194百万円
有価証券償却	2,338百万円
その他	<u>5,304百万円</u>
繰延税金資産小計	28,949百万円
評価性引当額	<u>△2,686百万円</u>
繰延税金資産合計	26,262百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	9,961百万円
退職給付信託設定益益金不算入	6,243百万円
その他	<u>7,029百万円</u>
繰延税金負債合計	23,235百万円
繰延税金負債の純額	<u>3,027百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	803円00銭
1株当たりの中間純利益金額	19円25銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

信託財産残高表(2020年9月30日現在)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	10,462	金 銭 信 託	10,462
合 計	10,462	合 計	10,462

(注) 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	10,462	元 本	10,462
計	10,462	計	10,462

第160期 中間決算公告

2020年12月28日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 大矢 恭好

中間連結貸借対照表(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,026,885	預 金	15,335,385
コールローン及び買入手形	76,583	譲 渡 性 預 金	100,549
買 入 金 銭 債 権	32,514	コールマネー及び売渡手形	111,678
特 定 取 引 資 産	4,173	売 現 先 勘 定	19,465
有 価 証 券	2,236,913	債券貸借取引受入担保金	58,947
貸 出 金	11,951,226	特 定 取 引 負 債	73
外 国 為 替	35,664	借 用 金	934,006
そ の 他 資 産	273,098	外 国 為 替	127
有 形 固 定 資 産	139,775	信 託 勘 定 借	10,462
無 形 固 定 資 産	12,845	そ の 他 負 債	184,333
退職給付に係る資産	33,135	賞 与 引 当 金	3,569
繰 延 税 金 資 産	11,510	株 式 報 酬 引 当 金	177
支 払 承 諾 見 返	47,428	退 職 給 付 に 係 る 負 債	473
貸 倒 引 当 金	△ 56,410	睡眠預金払戻損失引当金	1,489
		偶 発 損 失 引 当 金	678
		特 別 法 上 の 引 当 金	15
		繰 延 税 金 負 債	200
		再評価に係る繰延税金負債	16,424
		支 払 承 諾	47,428
		負 債 の 部 合 計	16,825,485
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	215,628
		資 本 剰 余 金	177,244
		利 益 剰 余 金	543,600
		株 主 資 本 合 計	936,473
		その他有価証券評価差額金	27,277
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	26
		土 地 再 評 価 差 額 金	36,686
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 95
		退職給付に係る調整累計額	△ 5,853
		その他の包括利益累計額合計	58,040
		非 支 配 株 主 持 分	5,344
		純 資 産 の 部 合 計	999,858
資 産 の 部 合 計	17,825,343	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	17,825,343

中間連結損益計算書 (2020年4月 1日から
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		126,465
資 金 運 用 収 益	69,323	
(うち貸出金利息)	(59,038)	
(うち有価証券利息配当金)	(7,855)	
信 託 報 酬	117	
役 務 取 引 等 収 益	28,487	
特 定 取 引 収 益	975	
そ の 他 業 務 収 益	21,239	
そ の 他 経 常 収 益	6,322	
経 常 費 用		91,896
資 金 調 達 費 用	3,213	
(うち預金利息)	(1,144)	
役 務 取 引 等 費 用	6,040	
そ の 他 業 務 費 用	18,112	
営 業 経 費	57,083	
そ の 他 経 常 費 用	7,446	
経 常 利 益		34,569
特 別 利 益		2
そ の 他 の 特 別 利 益	2	
特 別 損 失		262
固 定 資 産 処 分 損	262	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		34,310
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,716	
法 人 税 等 調 整 額	1,466	
法 人 税 等 合 計		10,182
中 間 純 利 益		24,127
非支配株主に帰属する中間純利益		173
親会社株主に帰属する中間純利益		23,954

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

主要な会社名

横浜信用保証株式会社

浜銀ファイナンス株式会社

浜銀T T証券株式会社

(連結の範囲の変更)

浜銀モーゲージサービス株式会社は、清算終了に伴い、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 4社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 3社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

PT Bank Resona Perdania

PT Resona Indonesia Finance

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 3社

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,653百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 10, 296百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 61, 166百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3, 236百万円、延滞債権額は 139, 477百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5, 202百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8, 995百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 156, 911百万円であります。
 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 16, 540百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	12, 568百万円
有価証券	811, 148百万円
貸出金	670, 288百万円
その他資産	840百万円

担保資産に対応する債務

預金	29, 595百万円
売現先勘定	19, 465百万円
債券貸借取引受入担保金	58, 947百万円
借入金	792, 540百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 32, 883百万円及びその他資産 50, 036百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 1, 653百万円、金融商品等差入担保金 37, 865百万円及び保証金 5, 412百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,372,428百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,373,273百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 166,933百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 100,000百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は74,253百万円であります。

14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は、13.97%であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 10,462百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 3,794百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 4,402百万円を含んでおります。

3. 中間包括利益 38,656百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	3,026,885	3,026,885	—
(2) コールローン及び買入手形	76,583	76,583	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	311,829	313,896	2,066
その他有価証券	1,891,871	1,891,871	—
(4) 貸出金	11,951,226		
貸倒引当金（*1）	△56,121		
	11,895,105	11,977,412	82,306
資産計	17,202,275	17,286,648	84,373
(1) 預金	15,335,385	15,335,807	421
(2) 譲渡性預金	100,549	100,548	△0
(3) コールマネー及び売渡手形	111,678	111,678	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	58,947	58,947	—
(5) 借入金	934,006	934,184	178
負債計	16,540,566	16,541,166	600
デリバティブ取引（*2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	8,685	8,685	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	631	631	—
デリバティブ取引計	9,317	9,317	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、キャップ取引等）、通貨関連取引（通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物）、株式関連取引（株式先渡）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2) (*3)	7,542
② 組合出資金 (*3) (*4) (*5)	15,374
合 計	22,916

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 関連法人等の株式 8,376百万円は含めておりません。

(*3) 当中間連結会計期間において、非上場株式について 34百万円、組合出資金について 2百万円減損処理を行っております。

(*4) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*5) 非連結の子会社及び子法人等、持分法非適用の関連法人等への出資金 1,919百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	7,994	8,790	795
	地方債	100,039	100,436	397
	社債	123,178	124,314	1,135
	その他	—	—	—
	小計	231,212	233,540	2,328
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	80,617	80,355	△262
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	80,617	80,355	△262
合計		311,829	313,896	2,066

2. その他有価証券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	131,923	69,928	61,994
	債券	524,971	520,115	4,856
	国債	142,626	139,536	3,089
	地方債	106,432	106,205	226
	社債	275,913	274,372	1,540
	その他	494,349	481,907	12,442
	小計	1,151,245	1,071,950	79,294
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	13,531	15,812	△2,281
	債券	335,376	340,601	△5,224
	国債	165,082	169,740	△4,658
	地方債	57,278	57,315	△37
	社債	113,016	113,545	△528
	その他	402,207	436,624	△34,416
	小計	751,115	793,038	△41,922
合計		1,902,360	1,864,989	37,371

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,111百万円（うち、株式1,099百万円、債券11百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	8 2 5 円 6 1 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	1 9 円 8 8 銭

潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。